

### 算定基礎届について

一年に一度の保険料改定手続き

#### ◆算定基礎届とは

健康保険(介護保険)・厚生年金保険料は、社員が入社(資格取得)する際の賃金等を基に決定されます。

その後、毎月支払われる賃金と、入社時に決定された保険料算出根拠の額(=標準報酬月額)に大きな差が出ないように、毎年9月に保険料を決め直すことになっています。これを「定時決定」といい、4月・5月・6月に支払った賃金等から算出します。この定時決定をする手続きのことを「算定基礎届」といい、原則として7月1日から10日の間に年金事務所や健保組合等に提出します。

#### ◆算定基礎届の概要

算定基礎届とは原則として7月1日現在の被保険者全員が対象となります。(例外があります)。

対象となる報酬は、賃金、給与、手当・賞与(年4回以上のもの)等の名称を問わず、労働の対償として支給されるもの全てで、金銭に限らず食事や社宅、通勤定期券等の現物で支給されるものも含まれます。現物支給の場合には、支給品目ごとに一定の方法で報酬に算入します。臨時に支給されるものや年3回以下の賞与等は該当しません。

また、日給制等の場合、出勤日数(=支払基礎日数)が17日未満の月は、計算の対象から除きます。

なお、決定された保険料は9月分から変更となり、会社が被保険者・会社負担分を合わせて納付する(口座振替される)のは10月末になります。

#### ◆随時改定について

定時決定が算定基礎届で行われ毎年9月に改定されるのに対して、一定の条件の下、どの月であっても保険料が改定されることを「随時改定」といい、その手続きを「月額変更届」といいます。

算定基礎届・月額変更届には様々な例外のケースや難しいケースもありますので、算定基礎届と一緒に概要案内が送られてきますが、不明な箇所等がありましたら年金事務所や社会保険労務士にお問い合わせ下さい。

### 定期健康診断

—1年以内ごとに1回定期的に実施する義務—

#### ◆事業主の健康診断実施義務

事業主は、常時雇用している労働者に対して、1年以内ごとに1回定期的に健康診断を実施しなくてはなりません(安衛法66条)。ここで言う常時雇用する労働者とは、次の要件を2つとも満たす者を指します。

①期間の定めのない契約により使用されるものであること。  
ただし、有期雇用契約の労働者であっても更新により1年以上使用される予定の者及び1年以上使用されている者。(特定業務従事者の対象となる者は、それぞれ6ヶ月以上となります)

②その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。

上記の②に該当しない場合であっても、厚労省は、①に該当した場合は、1週間の所定労働時間が通常の労働者の概ね2分の1以上である者については、実施したほうが望ましいとしています。

この義務に違反した場合事業主は、50万円以下の罰金に処せられます(安衛法120条)。罰則はありませんが、労働者にも法律で事業者が実施する健康診断を義務付けています。

さらに、健康診断を行わなかった労働者につき、当該労働者が病気を発症したり増悪した場合、事業主は安全配慮義務を怠ったとみなされ、その労働者に慰謝料支払いの義務が生じる可能性もあります。

#### ◆定期健康診断の結果の保存と届出

定期健康診断の結果は、健康診断個人票を作成し5年間保存しなければなりません(安衛法66条の3)。また規模50人以上の事業場は所轄の労基署に結果報告の届出義務があります(安衛則52条)。

#### ◆健康診断の費用等

行政通達では健康診断に要した費用は、法で事業者を実施義務を課している以上、当然に事業者が負担すべきであるとしています。また、所定労働時間内に実施される場合、その間の賃金については労使協議で決定されるべきではあるが、やはり通常の賃金を支払うことが望ましいとしています(昭49.基発602号)。

### 《声》

「一つの時代でも繁盛する商売とはどんなものですか?」という質問を受けることがあります。質問する人の真剣度はわかりませんが、こちらは真剣な顔をして、「時間を短縮又は節約するような商品やサービス」と答えます。

自動車や電車の機能の一つに時間を短縮する効果があります。特に、サービス業の大多数に時間短縮や時間節約の機能があり、根本的に全ての仕事に時間短縮機能があります。

反対に、このような時間短縮したり節約したりする人が、より時間のかかるサービスを喜んで求めるようなものになっていきます。例えば、海外旅行を飛行機でなく船でゆっくり味わう、等です。

このように時間を短縮又は節約するだけでなく、ゆっくり時間を消費させるサービスも今後は有望だと思われれます。

